

生命保険の代理店手数料の開示等について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、平成28年10月から、お客さまにより適切な商品選択を行っていただけるよう、「金融商品等の勧誘方針」に基づき「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

1. 保険代理店手数料の開示

当行が取り扱う生命保険商品のうち、特定保険契約（※1）の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に開示します。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、お客さまにより多くの判断材料に基づいて商品をご選択いただくため、開示することといたしました。

※1 特定保険とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品です。具体的には、「変額保険」、「外貨建保険」、「市場価格調整機能を有する保険」が該当します。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が保険会社から受領する代理店手数料について、保険募集時に一括で受領する方式から、「販売手数料（※2）」と「継続手数料（※3）」に分割して受領する方式に変更します。

これは、当行が従来から取り組んでいる保険募集時のコンサルティングや契約後のアフターフォローといった基本姿勢に合った手数料受領方式に変更するものです。

※2 保険募集時のコンサルティングの対価として保険会社から受け取る手数料

※3 契約後のアフターフォローの対価として保険会社から定期的に受け取る手数料

3. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】：0120-201862（照会コード：9）

【受付時間】：月曜日～金曜日 9：00～17：00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

以上